

F Bサービス共通規定

1. 規定の適用

F B資金移動サービス、F B会計情報サービス、F Bデータ受付サービス（以下「各サービス」といいます）の利用にあたっては、利用する各サービス規定に加え、本規定の各条項に従うものとします。

2. 利用できるメディア

各サービスにおいて依頼人が利用できるメディアは日本国内のみを対象とし、依頼人と当行との間で、当行所定の申込書により指定したものに限りします。

3. サービスの申込み

- (1) 各サービスを利用する場合は、利用メディア、利用サービス、利用口座、各種暗証番号（パスワード、暗証番号、ファイルアクセスキー等）など、必要事項をあらかじめ当行所定の申込書で申込むものとします。
- (2) 各サービスを利用できるのは、申込みによって当行所定の登録を行った後とします。ただし、利用するメディアによっては機器設定の都合などにより利用開始日が異なる場合があります。
- (3) 各サービスについての申込みは当行所定の方法により受け、当行がこれを承諾したときに、契約が成立するものとします。

4. 解約時の手数料

各サービスを解約する場合は、解約時に未精算の基本手数料および資金移動サービスの振込手数料、データ受付サービスにかかる各種手数料等を精算し当行に支払うものとします。この場合の支払方法は現金または指定預金口座から自動引落としによるものとします。

5. サービスの利用時間

各サービスの利用時間は、当行所定の利用日・利用時間内とします。

6. 免責事項

- (1) 当行の責によらない通信機械、通信回線およびコンピュータなどの障害ならびに電話の不通により取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。なお、当行が確認コードを受信する前に回線などの障害により取扱いが中断したと判断される場合、障害回復後に取扱内容をご確認ください。
- (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータなどに障害が生じた場合、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
- (3) 各種暗証番号などの本人認証情報は、依頼人本人が厳重に管理してください。各サービスで定められた本人認証情報がお届けの内容と一致することを確認して取扱いした場合は、本人認証情報などに盗用あるいは不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。
- (4) 各サービスに利用する端末あるいはメディアが正常に稼動する環境は、依頼人の責任において確保してください。当行は本契約により取引端末が正常に稼動することを保証するものではなく、万一、取引端末あるいはメディアが正常に稼動しなかったことにより生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
- (5) 依頼人が暗証番号などの入力に関し、当行所定の回数を連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止できるものとし、入力相違により当行が取扱いを中止したことによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。なお、取扱いを中止したサービスを再開する場合は当行所定の手続きによるものとします。
- (6) 郵便やインターネットメールなどで当行がお知らせする内容が、郵便や通信の環境を起因とした障害により未着・延着となった場合、当行はその責を負いません。また、未着・延着によって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。
- (7) 郵送上の事故により、第三者が依頼人の情報を知りえた場合、そのことによって生じた損害について当行は一切責任を負いません。

7. 守秘義務

本サービスを利用するための端末あるいはソフトウェアの内容を当行の許可なく第三者に開示または漏洩することはできません。

8. 届出事項の変更など

住所、電話番号、氏名、指定口座、各種暗証番号など届出内容に変更がある場合は、当行所定の書面にてお取引店よりただちにお届けください。この届出の前に生じた損害について当行は一切責任を負いません。この変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類などが延着し、または到着しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. 強制解約

依頼人に次の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行は事前に通知・催告することなく、いつでも各サービス利用契約を解約することができるものとします。

- (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他これらに類似する倒産手続（今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続および外国法に基づく倒産手続を含む）開始の申立てがあったとき
- (2) 契約者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき
- (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 住所変更の届出を怠るなど依頼人の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき
- (5) 依頼人が当行に支払うべき所定の手数料を支払わなかったとき
- (6) 相続の開始があったとき
- (7) 本規定および各サービス規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
- (8) その他、本規定および各サービス規定の定めに違反した場合など、当行が各サービス契約の解約を必要とする相当の事由が生じたとき

10. 規定の準用

この規定に定めない事項については、各サービス利用規定、普通預金規定、通知預金規定、定期預金規定、当座勘定規定、カードローン規定に記載の各条項、振込規定により取扱います。

11. 規定の変更

- (1) この規程の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規程に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規程の変更は、変更を行う旨および変更後の規程の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

12. 準拠法・合意管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する起訴については大分地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2022年8月22日改訂